

令状等を地裁処理する場合の留意点

当直における令状事務は、通常簡裁名で処理することになっていますが、例外として、簡裁判事の辞令のない裁判官の場合は地裁名で処理することになります。

1 勾留

(1) 請求書の宛名が地裁になっているか確認してください。

(2)

(3) 接見等禁止請求がある場合は、勾留請求の [] に引き続き、「接見禁止受付（む）」を []

※ 簡裁受付の場合は、事件受付の []

[] の 2通りの方法があ

りますが、地裁受付の場合は、採番体系の都合上、[]

[] で行ってください。

(4) 作成書面の名義が地裁になっていることを確認し、接見等禁止決定
副本及びその送達報告書は地裁の職印を使用する。

2 被疑者国選

(1) 国選弁護人選任請求書は地裁の（記）で立件してください。帳簿は
簡裁と同じ上訴申立等記録簿の後半部分です。

(2) 被疑者国選チェック表は、[] ではなく、ピンク色の印刷済みのチェック表を利用して
ください（「令状審査表」綴りのファイルにあります）。

- (3) 法テラス千葉に送信するファックス送信書には、地裁書記官の職印を使用してください。
- (4) 被疑者（収容されている警察署）、検察庁、法テラス千葉への選任通知も地裁書記官の職印を使用してください。
- (5) 日曜・祝日の当直が簡裁判事で、前日が地裁処理だった場合に、被疑国の選任が未了の際に翌日の選任手続きを行う地裁裁判官の手配

3 令状

- (1) 令状請求書の宛名が「松戸簡易裁判所 裁判官」となっている場合には、「千葉地方裁判所松戸支部 裁判官」に、令状請求者の警部の印鑑で訂正させてください（逮捕状請求書の謄本は謄本認証者の印で訂正）。印鑑を持参しなかった場合には警察署まで印鑑を取りに帰つてもらい、持参次第訂正させてください（持参するまでの間に令状処理を進めておいて構いません。その場合は訂正させることを忘れないでください。）。
- (2) 令状請求事件簿（地裁）で立件してください。事件符号は（む）。
- (3) [REDACTED] の裁判所欄を「千葉地方裁判所松戸支部」としてください [REDACTED]。

※平成30年12月1日以降、同年11月22日付け裁判官申合せに基づき、千葉地裁松戸支部又は松戸簡裁が発付する一般令状等には印を押捺しない扱いとなりました。





